

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会委員名簿

選出区分	職 名 等	氏 名	備 考	
規 約 第 8 条 第 1 項	第1号委員 (市村長)	石狩市長(会長)	田 岡 克 介	
		厚田村長(副会長)	牧 野 健 一	
		浜益村長(副会長)	木 村 康 美	
	第2号委員 (議会議長)	石狩市議会議長	織 田 展 嘉	
		厚田村議会議長	藤 田 満	
		浜益村議会議長	工 藤 榮 一	
	第3号委員 又は 第4号委員 (議会選出)	石狩市議会議員	加 納 洋 明	
		石狩市議会議員	堀 江 洋	
		石狩市議会議員	田 口 廣 行	
		石狩市議会議員	熊 倉 正 博	
		石狩市議会議員	堀 弘 子	
		石狩市議会議員	児 島 勝 昭	
		石狩市議会議員	長 原 徳 治	
		厚田村議会議員	河 合 雅 雄	
		厚田村議会議員	石 田 貢	
		厚田村議会議員	小 林 順 一	
		厚田村議会議員	阿 部 政 二	
		厚田村議会議員	田 村 嘉 瑞	
		浜益村議会議員	佐々木 友 治	
		浜益村議会議員	神 田 一 昭	
浜益村議会議員	岸 本 正 吉			
浜益村議会議員	羽 立 福 光			
浜益村議会議員	越 智 正 男			
第5号委員 又は 第6号委員 (学識経験者)	石狩市	石狩商工会議所会頭	酒 井 敏 一	
		石狩市文化協会事務局員	山 根 利 子	
		石狩市PTA連合会副会長	村 重 節 子	
		石狩市連合町内会連絡協議会会長	佐 藤 豊 治	
		石狩市社会福祉協議会会長	小 林 義 行	
		一般公募	浅 井 秀 樹	
		一般公募	飯 尾 亜紀仁	
		一般公募	小 池 弓 夫	
		一般公募	坪 田 清 美	
		一般公募	藤 原 市 子	
	厚田村	厚田村農業委員会委員	伊 藤 一 治	
		厚田漁業協同組合代表理事組合長	相 原 一 男	
		厚田村商工会会長	沢 田 富 男	
		一般公募	鈴 木 日 出 男	
		一般公募	桐 山 和 郎	
	浜益村	北石狩農業協同組合理事	後 藤 崇	
		浜益漁業協同組合代表理事組合長	中 村 東 伍	
		浜益村商工会会長	大 山 弘 行	
		浜益村自治会連合会会長	石 橋 千 春	
浜益村自治婦人会連絡協議会会長		岸 本 ア イ		
第8条第2項 (共通委員)	北海学園大学教授	佐 藤 克 廣		
	北海道石狩支庁地域政策部長	遠 藤 憲 治		
監査委員	厚田村代表監査委員	土 門 隆 一		
	浜益村代表監査委員	北 嶋 富 作		

合併協議項目の概要

協 議 項 目		主 な 内 容
基本的協議項目		
1	合併の方式	市町村合併は、合併特例法の適用や合併の手続き（形式）などの違いから、「新設合併」と「編入合併」に区分され、協議・検討の方法も一部異なることから、協議を円滑に進めるためにも、早期に決定する必要があります。 「新設合併」...旧の市村を廃して、その区域に新しい市が誕生すること 「編入合併」...一つの市村の区域に他の市村の区域が加わること
2	合併の期日	合併協議会による調印日でも、各議会の議決日でもなく、新市として施行する日です。 新市が誕生するまでには、さまざまな協議事項の確認、住民の合意形成が必要となるうえ、市村・道議会の議決などの手続きにかなりの期間を要するため、期日については慎重に決定する必要があります。
3	新市の名称	新設合併の場合は、合併関係市村が全て廃止されるため、新市の名称を決める必要があります。
4	新市の事務所の位置	新設合併の場合は、合併関係市町村が全て廃止されるため、新市の本庁舎の位置を決める必要があります。事務所の位置は、住民の利便性、交通事情、関係官公署との関係等を十分に考慮する必要があります。
5	財産の取扱い	原則的には、合併関係市町村が持っていた土地、建物、債権、債務などは新市に引き継ぐこととなります。
特例法に規定されている協議項目		
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	新設合併の場合は合併関係市村の全議員、編入合併の場合は編入される市町村の議員が身分を失うこととなりますが、合併後一定期間に限り、議員定数、任期に関する特例措置が定められていますので、この取扱いについて協議する必要があります。
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	新設合併の場合は合併関係市村の全委員、編入合併の場合は編入される方の委員が身分を失うのが原則ですが、合併後一定期間に限り、委員定数、任期に関する特例措置が定められていますので、この取扱いについて協議する必要があります。
8	地方税の取扱い	市町村民税、固定資産税、軽自動車税など、合併前の市村で、税目・税率に違いがある場合、合併後急に税金が高くなったりしないよう、5年間は不均一の課税をすることができることとされていますので、この取扱いについて協議する必要があります。
9	一般職員の身分の取扱い	合併後、旧市村の法人格が消滅した場合は、一般職の職員は当然失職することとなりますが、合併特例法では、引き続き新市の職員として身分を保障するよう定められていますので、その取扱いについて協議する必要があります。
10	地域審議会の取扱い	合併特例法において、新市の均衡ある発展のため、また、地域の実情に応じた施策の展開のために、地域審議会を設置することができることから、設置の有無、構成員の定数及び任期等について協議する必要があります。
11	新市建設計画	新市のマスタープランと呼ばれるもので、新市のまちづくりのための基本方針、基本方針を実現するための主要事業、公共施設の統合整備及び財政計画を中心に策定します。合併特例法で規定されており、法定協議会で作成する必要があります。
その他必要な協議項目		
12	特別職の身分の取扱い	常勤特別職...市村長、助役、収入役、教育長等 非常勤特別職...教育委員、選挙管理委員等 新設合併では、首長をはじめ特別職は全員失職し、編入合併では、編入される市村の特別職は失職することとなります。こうした特別職の職員の処置について協議する必要があります。
13	条例・規則の取扱い	新設合併の場合、旧市村が消滅し条例・規則は全て失効するので、新市の条例・規則を定める必要があります。編入合併では、編入される市町村の条例・規則は、原則として失効し、基本的には編入する団体の条例・規則が適用されますが、種々の整備を行う必要があります。

14	組織及び機構の取扱い	<p>新設合併の際には、条例や規則に基づいて組織や機構を新たに設置する必要があります。編入合併の場合は、編入する団体の組織や機構が、編入される団体の事務に対応できるよう必要に応じて機構改革を行い、円滑に事務引継ぎができるように措置する必要があります。</p> <p>いずれの場合も、将来の効率的な事務運営につながるよう配慮することが必要です。</p>		
15	一部事務組合等の取扱い	<p>一部事務組合、機関の共同設置など、合併が行われた場合は、脱退、加入の手続きや規約変更等の手続きが必要となります。</p>		
16	使用料・手数料等の取扱い	<p>各種施設使用料、証明手数料など、各市村間の同一目的の施設や事業等について、使用料や手数料が違う場合は、予めその取扱いについて調整しておく必要があります。</p>		
17	公共的団体等の取扱い	<p>社会福祉協議会、商工会など、合併後、新市としての一体感を醸成する上からも統合されるのが理想的であり、これら団体ごとへの働きかけの基本方針について協議します。</p>		
18	補助金・交付金等の取扱い	<p>団体への補助金など、各種団体に交付している補助金等について、合併に際して制度の調整が必要となります。</p>		
19	町名・字名の取扱い	<p>町や字の区域の設定や廃止、名称の変更などについて協議しておく必要があります。</p> <p>地域の歴史や文化に関連が深い項目であり、住民の愛着等を考慮しながら調整する必要があります。</p>		
20	慣行の取扱い	<p>市村章、市村の憲章・花・木、行事などの慣行については、伝統文化との結びつきも考慮し、その取扱いについて協議する必要があります。</p>		
21	診療所の取扱い	<p>合併後の診療所の運営に関する取扱いについて調整する必要があります。</p>		
22	国民健康保険事業の取扱い	<p>旧市村間で保険給付の内容や保険料等が異なる場合、新市の住民の間で不均衡が生じないように調整する必要があります。</p>		
23	介護保険事業の取扱い	<p>旧市村間で保険給付の内容や保険料等が異なる場合、新市の住民の間で不均衡が生じないように調整する必要があります。</p>		
24	行政連絡機構等の取扱い	<p>行政と住民を結ぶ各種連絡制度について現状を把握し、不均衡が生じないように、合併後のあり方を協議する必要があります。</p>		
25	公社・第三セクターの取扱い	<p>公社、第三セクターについては、その経営状況を含め情報を開示したうえで、合併後の組織のあり方等について協議する必要があります。</p>		
26	各種事務事業の取扱い	<p>上記以外に旧市村で実施している各種事務事業のなかで、合併に伴い住民に直接大きな影響を与えるものや多額の経費を要するものについて、将来の住民サービスを考慮しながら、調整する必要があります。</p> <p>新設合併の場合は、3市村の事務事業の一つずつについて、どの制度や取扱いを採用するか、または、新たな制度や取扱いを創設するかなどの調整を検討する必要があります。編入合併の場合には、編入先団体と編入団体の事務事業の制度や取扱いに相違がある場合について、調整を行う必要があります。</p> <p>調整が必要な事務事業については現在調整中ですが、主なものは次のとおりです。</p>		
		<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>電算システム関係 広報広聴関係 納税関係事業 消防防災関係事業 交通関係 窓口業務 人権対策事業 保健衛生事業 障害者福祉事業 高齢者福祉事業 児童福祉事業 保育事業 その他福祉事業 健康づくり事業</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>ごみ収集運搬業務事業 環境対策事業 農林水産関係事業 商工・観光関係事業 建設関係事業 上・下水道事業 小中学校・幼稚園の通学区域等 学校教育事業 文化振興事業 社会教育事業 社会福祉協議会 地域情報化関係事業 その他事業</p> </td> </tr> </table>	<p>電算システム関係 広報広聴関係 納税関係事業 消防防災関係事業 交通関係 窓口業務 人権対策事業 保健衛生事業 障害者福祉事業 高齢者福祉事業 児童福祉事業 保育事業 その他福祉事業 健康づくり事業</p>	<p>ごみ収集運搬業務事業 環境対策事業 農林水産関係事業 商工・観光関係事業 建設関係事業 上・下水道事業 小中学校・幼稚園の通学区域等 学校教育事業 文化振興事業 社会教育事業 社会福祉協議会 地域情報化関係事業 その他事業</p>
<p>電算システム関係 広報広聴関係 納税関係事業 消防防災関係事業 交通関係 窓口業務 人権対策事業 保健衛生事業 障害者福祉事業 高齢者福祉事業 児童福祉事業 保育事業 その他福祉事業 健康づくり事業</p>	<p>ごみ収集運搬業務事業 環境対策事業 農林水産関係事業 商工・観光関係事業 建設関係事業 上・下水道事業 小中学校・幼稚園の通学区域等 学校教育事業 文化振興事業 社会教育事業 社会福祉協議会 地域情報化関係事業 その他事業</p>			

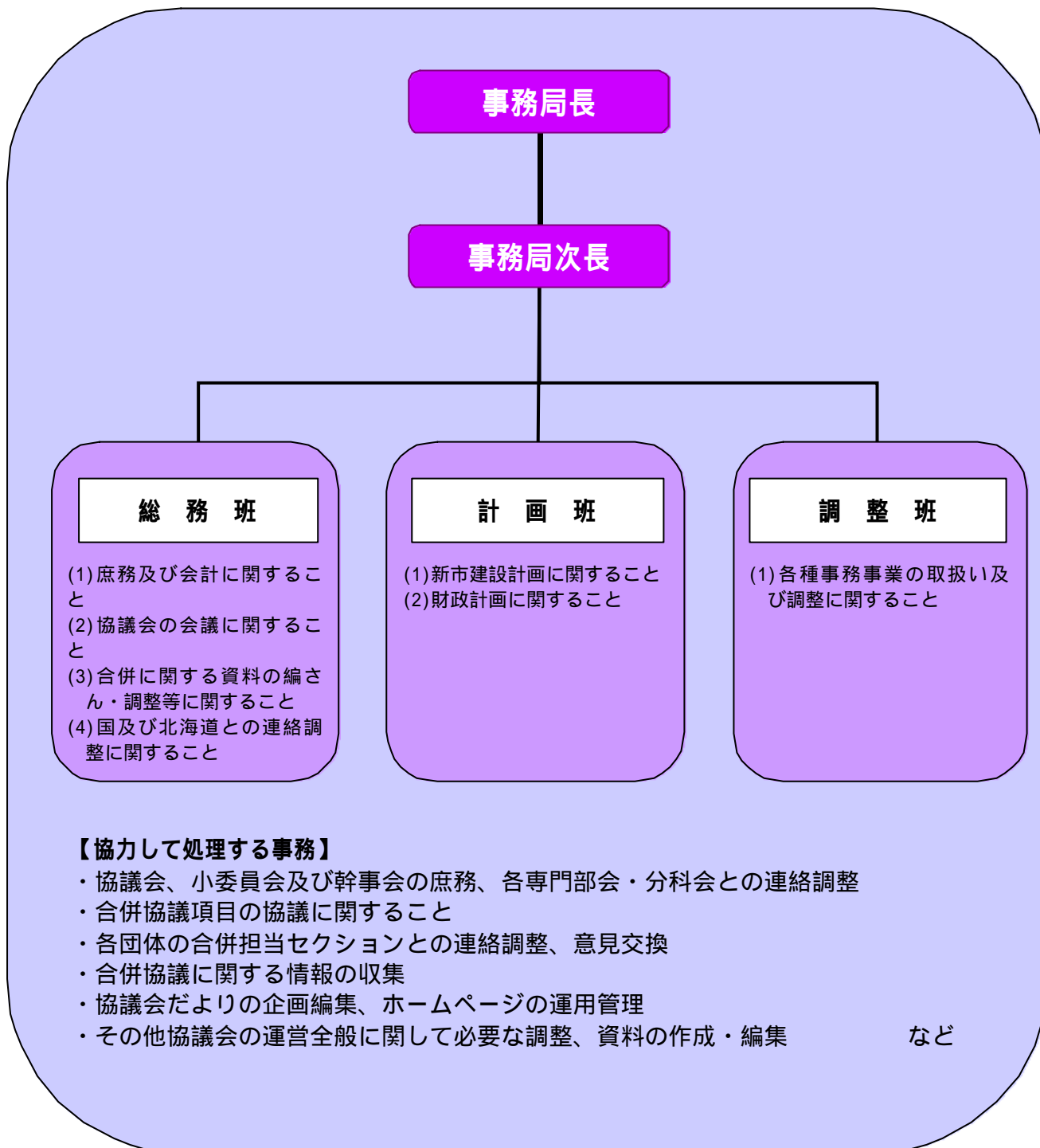
合併協議項目一覧(参考)

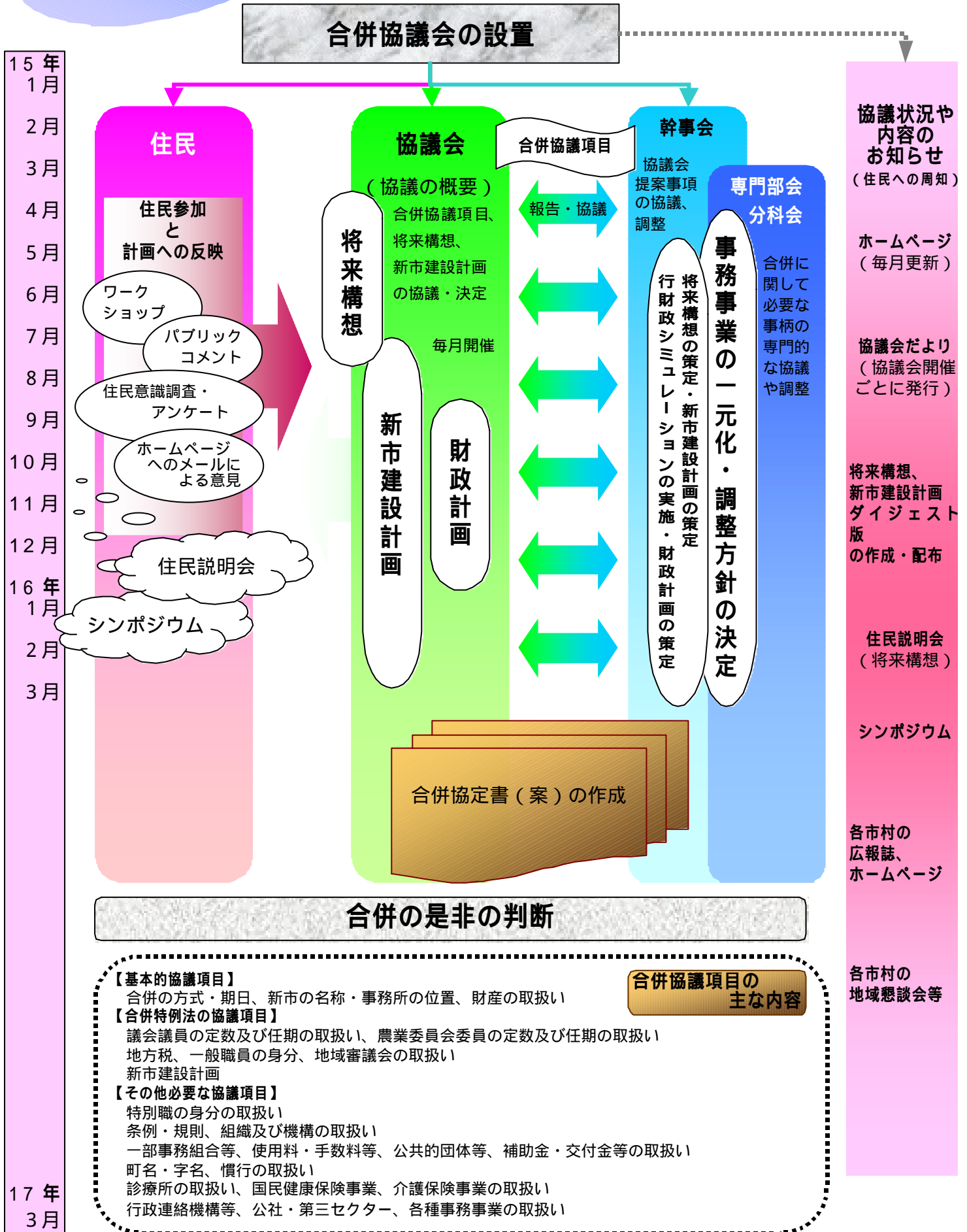
市町村名	あきる野市	篠山市	新潟市	西東京市	潮来市	さいたま市
人口	77,861人	44,752人	518,374人	175,073人	32,133人	968,999人
合併年月日	H7. 9. 1	H11. 4. 1	H13. 1. 1	H13. 1. 21	H13. 4. 1	H13. 5. 1
協 定 項 目	01 合併の方式					
	02 合併の期日					
	03 新市(町村)の名称					
	04 新市(町村)の事務所の位置					
	05 財産の取扱い					
	06 議会の議員の定数及び任期の取扱い					
	07 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い					
	08 地方税の取扱い					
	09 一般職の職員の身分の取扱い					
	10 特別職の身分の取扱い					
	11 条例、規則等の取扱い					
	12 事務組織及び機構の取扱い					
	13 一部事務組合等の取扱い					
	14 使用料、手数料等の取扱い					
	15 公共的団体等の取扱い					
	16 補助金、交付金等の取扱い					
	17 町名・字名の取扱い					
	18 慣行の取扱い					
	19 国民健康保険事業の取扱い					
	20 介護保険事業の取扱い					
	21 消防団の取扱い					
	22 行政区の取扱い					
	23 諮問機関の取扱い					
	24 水道企業団の取扱い					
	25 各種事務事業の取扱い					
	26 新市・町村建設計画					

この一覧は協定書に項目立てしているものを形式的に合上げたものであり、それぞれの合併協定書によっては内容的に項目の統一をしているために 印の付いていない項目もある。

事務局体制図

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事務局





合併の是非の判断

- 【基本的協議項目】**
 合併の方式・期日、新市の名称・事務所の位置、財産の取扱い
- 【合併特例法の協議項目】**
 議会議員の定数及び任期の取扱い、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
 地方税、一般職員の身分、地域審議会の取扱い
 新市建設計画
- 【その他必要な協議項目】**
 特別職の身分の取扱い
 条例・規則、組織及び機構の取扱い
 一部事務組合等、使用料・手数料等、公共的団体等、補助金・交付金等の取扱い
 町名・字名、慣行の取扱い
 診療所の取扱い、国民健康保険事業、介護保険事業の取扱い
 行政連絡機構等、公社・第三セクター、各種事務事業の取扱い
- 合併協議項目の
 主な内容**

各種事業・作業の進行イメージ

現状分析による検討課題の作成

- ・ 基本的事項の把握
- ・ 現状分析に基づいた課題の検討

三市村行政内容現況調査の作成

- ・ 主要データ、指標の把握
- ・ 行財政制度、運用状況の現況把握

3市村研究会における作業

合併協議会における各種事業・作業

事務事業一元化の作業

事務事業現況調査

- ・ 事務事業一覧の作成
- ・ 3市村担当職員による事務事業の洗い出し作業
- ・ データの集約

- ・ 3市村事務事業の比較検討、課題の抽出
- ・ 既存の独自施策の取扱いの検討
- ・ 調整方針の検討と確定
- ・ 事務事業現況調査への整理、記入

事務事業一元化調査

行政事務の精査・調整

将来構想、新市建設計画の作業

将来構想基礎調査

- ・ 基礎的データの収集、整理
- ・ 3市村総合計画（基本構想）の集約、整理
- ・ 各市村実態観察調査（現地調査）の実施
- ・ 市村長ヒアリング
- ・ 3市村担当部署とのヒアリング
- ・ ワークショップによる住民参加
- ・ パブリックコメントの実施
- ・ 新市将来構想素案の検討、策定
- ・ 住民意識調査の設計、実施

主要事業調査

- ・ 3市村の既存計画に基づく建設事業の集約、整理
- ・ 新市主要事業の検討、確定
- ・ 年次計画（割り付け）、財源措置の検討

主要プロジェクト調査

- ・ 既存プロジェクトの集約、整理
- ・ 新市におけるプロジェクトの検討、確定

ワークショップパブリックコメント

住民意識調査

【将来構想の概要】
 合併の効果
 基本理念
 新市の将来像
 新市建設重点
 プロジェクト

新市将来構想

新市建設計画

【新市建設計画の概要】
 新市の基本方針
 基本方針実現のための主要事業計画
 公共的施設の適正配置と整備計画
 新市財政計画

行財政の運営計画に関する作業

行財政シミュレーション

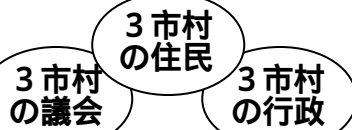
- ・ 人口、経済規模の推計
- ・ 行政組織、機構の検討
- ・ 財政規模の推計
- ・ 職員数、議員数の推計

- ・ 人口、経済規模の推計
- ・ 行政組織、機構の検討
- ・ 財政規模の推計
- ・ 職員数、議員数の推計

財政計画の策定

協議会における合併協議項目の調整

決定（順次実施）



合併の是非の判断

事務の一元化作業

